

(別紙 1 - 3)

経費見積に係る条件について

- 1 業務仕様書に記載する要求項目を実現するために必要となるすべての所要経費を見積ること。
- 2 サービス提供等業務については、サービス提供等に係るすべての所要経費を対象とするが、令和4年4月1日から60箇月間のサービス提供費用として計上すること。
- 3 無害化サービスについては、利用者数に応じた単価契約とするため、
(1 ユーザあたりの月額単価) × (予定ユーザ数(※)) × (60 箇月) で提示すること。
- 4 仮想閲覧サービスの提供等については、利用者数に応じた単価契約とするため、
(1 ユーザあたりの月額単価) × (予定ユーザ数(※)) × (60 箇月) で提示すること。
- 5 無害化サービス及び仮想閲覧サービスを除く費用は、
 - ①すべての所要経費を60で除した月額
 - ②60ヶ月の合計額を示すこと

※ 4及び5における予定ユーザ数については、別紙3「京都自治体情報セキュリティクラウド移行・サービス提供要求仕様書」1(1)「新セキュリティクラウドの利用数等」で定めるものとする。